

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

県内市町村では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせ下さい。

収入が減って
家計が苦しい

失業して、
家賃が払えない

公共料金に
滞納がある

求職活動が
うまくいかない

相談相手が
いない

債務の返済で
困っている

お問い合わせ先

ふくし相談支援センター

郡上市社会福祉協議会 地域福祉課
相談支援係（大和庁舎2階）

TEL 0575-88-9988

受付時間： 月～金曜日 8:30～17:15
（祝日、年末年始除く）

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方々について、

原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

(これまで)

- ・ 対象：離職・廃業から2年以内の方
- ・ 要件：ハローワークへの求職申込みが必要



対象の拡大 (4月20日～)

休業等により収入を得る機会が減少し、
離職等と同程度の状況にある方も対象



更に使いやすい制度へ (4月30日～(予定))

ハローワークへの求職申込みが不要に

主な給付要件チェックリスト

項 目				チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により収入を得る機会が減少していますか？				☐
資産が一定額以内、かつ収入基準額を超える収入を得ていませんか？ ※郡上市の場合 単位：円				☐
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
収入基準額（月額）	107,000	150,000	177,700	
支給家賃額（上限額）	29,000	35,000	37,700	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？				☐

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の自立相談支援機関に相談してください。